

令和六年三月二十九日（号外第一号）公布の秋田県規則第十七号（児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則）
（原稿誤り）

四	ページ	行	誤	正
	左から七		法第三十一条第三項	法第三十一条第三項